

平成 26 年度 第 1 回明石市都市景観審議会 議事概要

日 時	平成 27 年 3 月 23 日 (月) 午前 10 時～午前 11 時 45 分
場 所	本庁舎 8 階 806 C D 会議室
出席者	茨木委員、栗山委員、辻委員、森川委員、八木委員、安谷委員 小畑委員、安尾委員

1. 開会 (10:00)

2. 会長、副会長の選出

会長に八木委員、副会長に森川委員を選出

3. 公開・非公開の決定

会議の公開、非公開について審議を行い、公開と決定。
本日の傍聴希望者なしの旨、事務局より報告。

4. 議事

協議事項

(1) 今後の景観施策の展開について

- ① これまでの景観施策の取り組みについて
- ② 景観行政団体移行について
- ③ 景観法を活用した景観計画の作成等について
事務局より資料 1 及び別添 1～4 に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

【委員】

- ・ 今の時期に景観行政団体に移行する理由と条件を教えてください。

【事務局】

- ・ 今、移行する理由については、兵庫県下では自主条例による景観施策を先進的に行ってきたが、全国的には、そういった自主条例を持っていない自治体が先行して法を活用している。その中、明石市で平成 4 年から市独自の条例で景観誘導を行ってきたが、行政指導に限界が出てくることが予想され、景観行政団体に移行することで、これまでの行政指導だけではなく、法による規制も活用し、明石らしい景観形成をより積極的に推進していくものである。
- ・ 条件については、当初は移行に際し、県の同意が必要であったが、法改正により同委は不要となったため、県とこれまでの景観施策や今後のビジョン等を協議することで移行することができる。

【委員】

- ・ 景観行政団体とはどんな団体か。団体の長は誰になるのか。

【事務局】

- ・ 団体は明石市で、長は明石市長である。

【委員】

- ・ 景観行政団体は国が認可するなどあるのか。

【事務局】

- ・ 国は県から報告を受け、把握するだけである。

【委員】

- ・ 景観行政団体移行に伴う合意を得るプロセスはどうなっているのか。

【事務局】

- ・ 景観法に基づき、景観行政団体移行時については告示を行い、景観計画策定については市民から意見を聴くこととなっている。一部規制をかけることになるので、パブリックコメント時に事業者などから意見が出るかもしれない。

【委員】

- ・ 罰則規定はないのか。

【事務局】

- ・ ある。建築物の形態意匠は規制の対象とできるので、法律上は罰則がある。

【委員】

- ・ 高さの規制はできるのか。

【事務局】

- ・ 景観法上、高さは規制ではなく、誘導基準である。
- ・ 高さについては高度地区など都市計画で規制をかけることができるので、都市計画法との連携や住み分けが必要になってくる。
- ・ 形態意匠についても、規制するにはマンセル値等で定量的な基準が必要である。

【委員】

- ・ 他市の例をみると、景観に配慮して、高度地区指定されているのかが疑問である。

【事務局】

- ・ 地区計画を活用することにより、高さは建築基準法で制限することができるようになる。地域地区のまちづくりと合わせて取り入れるべきであると考えている。

【委員】

- ・ 現状でいえば、ひどい違反状況があるわけではない。もし、そういう事例が出てくれば、景観法の活用ができるという理解でいいのではないか。

【委員】

- ・ 明石市の素晴らしいところは、明石海峡大橋を望むことができる海に近い暮らしができるということであり、それを景観で実現してほしい。今後、海沿いにその眺望を破壊するような大規模なマンションが林立することにより、眺望が阻害され、また海に対する心理的距離ができることを危惧している。明石の景観上の課題をきちんと認識することが重要であると思う。
- ・ 景観行政団体移行の際に、景観形成基本計画と景観計画をどのようにすり合わせるのかが難しい。尼崎市は一体化したものとし、神戸市は2本立てであるが、明石市

はどうする予定か。

【事務局】

- ・ 担当者としては、尼崎市のように一体化させたほうが、市民や事業者も分かりやすいのではないかと思うが、今後、検討をすることで決めていきたい。

【委員】

- ・ 一体化させるのは、整合性を図ることに作業時間等がかなりかかるため、その検討は十分にしていきたい。

【委員】

- ・ 今までの話を聞いていると、景観とは建築物のことを重視しているような感じであるが、緑も景観上、大切であると思うし、空き家の手入れされていない樹木もなんとかしなければならぬと思う。景観重要樹木など文化財的なものだけでなく、普通の樹木が景観上大切であると考えている。

【事務局】

- ・ 樹木等については、景観だけでなく、公園や道路部局などでも重要視している。
- ・ 3月に空き家の管理適正化条例が制定されたため、景観を害する空き家の樹木に対処する体制は整いつつある。

【委員】

- ・ 景観重要建造物について、文化財など歴史的証明が難しいが、明石城は築城400年を控えており、そういった取り組みも必要である。

【委員】

- ・ 景観計画の内容については、計画策定後の建築物等に適用されると思うが、明石駅周辺などですでに大きな建築物が工事中であり、計画ができる前に出来てしまう。そのような状況で景観計画の効果が見られるのかが心配である。

【事務局】

- ・ 駅前再開発ビルや駅前広場については、都市景観アドバイス会議にかけて、会議の委員から意見を聴いている。

【委員】

- ・ アドバイス会議には限界がある。高さについてなど意見ができないため、個人的に無力感がある。高さについては、高度地区との連携が必要である。

【委員】

- ・ 都市計画決定する前の段階でアドバイス会議に相談があれば、効果があるのではないか。

【委員】

- ・ 明石は海岸線が長いのが特徴であるが、神戸は高い建築物で海の眺望がブツ切れになっているので、明石にはそうなってほしくないのが、極端な話だが、厳しく規制すればよいのではないか。

【委員】

- ・ 昔は新神戸駅から海が見えたが、今は高層マンション等で遮られてしまった。景観は財産であるが、知らず知らずのうちに失われてしまう。そうすると市民はまちか

ら離れていく。

【委員】

- ・ 明石の景観には期待と希望があるので、それを守るために景観行政団体になり、みなさんで取り組んでいきましょう。

【委員】

- ・ 景観審議会で改悪したと言われたいようにしたい。

報告事項

(1) 都市景観アドバイス会議（以下、「アドバイス会議」）実施結果
事務局より資料2に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

【委員】

- ・ アドバイス会議の助言を踏まえたうえでの所管課の対応は怎么样了のか。

【事務局】

- ・ 当課が出した意見については、維持管理面での問題もあるが、前向きに対応すると聞いている。
- ・ 資料2のイメージ図はアドバイス会議後のものである。
- ・ 都市計画課と所管課はアドバイス会議以降も詳細等について協議している。

【委員】

- ・ アドバイス会議で意見をするだけでなく、その後も関わっていければと思う。

【事務局】

- ・ 詳細設計を行う際に、委員に個別に相談させていただくこともあるかもしれない。

【委員】

- ・ アドバイス会議の委員とはどういった方なのか。意見とは委員の個人的な趣味嗜好であり、市民の代表的な意見とは異なるのではないか。

【事務局】

- ・ アドバイス会議は、土木、建築、ランドスケープ、植栽、カラーデザインの5人の専門家で構成しており、専門家としての客観的な意見である。

【委員】

- ・ アドバイス会議では、図面もほぼ完成されていて、小手先の意見しか言うことができない。

【委員】

- ・ アドバイス会議の意見は参考であるということは理解しているが、委員としては、その結果を知りたいので、次回のアドバイス会議で過去の案件のその後の状況を報告してほしい。

【事務局】

- ・ アドバイス会議委員の方には、随時、結果については、持ち回り等で報告させていただく。また今後も相談させていただくのでよろしく願います。

報告事項

(2)「公共施設に関する景観形成ガイドライン」(以下、「ガイドライン」)について
事務局より資料3に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

【委員】

- ・今年度中の策定を目指すがあるが、今年度中にできるのか。

【事務局】

- ・検討会議は終わっているので、今年度中に策定する予定である。

【委員】

- ・このガイドライン作成に係る庁内ワーキンググループにアドバイザーとして参加した。このガイドラインは職員に対しての資料で、公共施設を整備する予定があれば、予算の段階など事前に相談してほしいという旨の主旨である。策定後も状況に合わせて、改定していけばいいと思う。

【事務局】

- ・このガイドラインは神戸大学の末包教授にもご指導いただいております、公共施設は「地」としてデザインすることが重要であるとしている。
- ・また今後は、庁内で周知徹底し、各課にはこれを活用した整備を行っていただくようになる。
- ・ガイドラインが完成すれば、皆様には送付させていただく。

【委員】

- ・「色彩と配色」の項目があり、ここで色彩の彩度をどのように定めているのかが気になるが、何か決めているのか。

【事務局】

- ・色彩に対する考え方を示したものであり、特にマンセル値の数値は決めていないが、今後、必要性が出てくれば、定めることも考えられるため、定期的にこのガイドラインは改正を検討していきたい。

【委員】

- ・予算段階での相談が非常に重要になってくる。他市でうまくいかない事例の多くは予算面の問題で、アドバイス会議と対立することがある。そのため、このガイドラインの運用の仕方は非常に重要である。

【事務局】

- ・初代の公共空間デザインマニュアルは作成したが、実質的な効果がなかった。このガイドラインは、職員自らが作成することで意識改革につながり、予算確保のために財政部局にもPRしていきたい。ただ、限られた予算の中で、このガイドラインに配慮しながら、どう取り組むか、技術職員としての技量にも注目したい。

報告事項

(3) 景観形成推進にかかる取り組みについて 事務局より資料4に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

【委員】

- ・ 出前講座の講師は誰がしているのか。

【事務局】

- ・ 当課職員である。講義形式とワークショップ形式で行っている。

【委員】

- ・ 橋本関雪の別荘であった白沙荘の前にマンションが建っているので景観が台無しである。

【委員】

- ・ 景観行政団体に移行した後、将来的に都市景観形成重要建築物等の修繕に係る国の補助金制度などはあるのか。

【事務局】

- ・ 景観法ができた当初は補助があったが、最近はあまりないと聞いている。

【委員】

- ・ 都市景観形成重要建築物等の修繕に係る年間予算はどれほどか。

【事務局】

- ・ 年間いくらではなく、予算要求時に改修の有無を所有者に聞き、予算を要望しているが、財政状況により予算がつかない年度もあった。

【委員】

- ・ 西国街道沿いの昔の建築物がどんどん普通の家建て替わっているが、それらを地域の誇りとして残していく方法はないのか。またそういった運動が市民から起こらないのかと思っている。

【委員】

- ・ 今のところ、都市景観形成重要建築物等の指定を増やす方針はないと市から聞いている。
- ・ 景観だけでなく、所有者への意識づけとして、国の登録文化財にすることも考えられる。そういったことで、雰囲気づくりや世間や行政への働きかけが必要であるが、予算の問題もあり難しい。

【委員】

- ・ 西国街道はPRした方が良いと思う。

【委員】

- ・ 震災以降建替えが進んだ。残してもらいたいが、住んでいる人がそう思っていない人もいるかもしれない。個人の持ち物なので難しい。

【委員】

- ・ 地域の人が勉強することが必要である。地域以外の人にも来てもらい、歴史を絡め

てまちなみウォークなどが良いと思う。

【委員】

- ・ ハード面での規制だけではなく、市民がまちのへ誇りや文化を感じることができるように明石市として何かできないのかと思う。

【委員】

- ・ 街道オタクなる人もいる。興味が多様化し、様々なものに対するオタクがいる。街道を観光資源として活用することができる。

【委員】

- ・ 市がオタクと一緒に楽しみながらコラボすれば良い。

【委員】

- ・ 出石では伝統的建造物は厳しい縛りがあるが、外観の改修には最高 800 万円の補助がつくので、建築物等を解体するお金で修繕できると所有者を説得できる。
- ・ それぞれの地域の特性や文化を物語る建物は重要である。
- ・ 景観行政団体に移行し、そういった建築物を指定するなど、ステップアップした取り組みに期待したい。
- ・ これをもって、本日の議事は全て終了とする。各委員のご協力に感謝する。最後に事務局から何かありますか。

【事務局】

- ・ 次回、景観審議会の開催については未定であるが、来年度以降は、景観計画の内容などについて随時審議会で審議していただきたい。開催するときは委員の皆様には事前に連絡をするので、よろしく願います。

4. 閉会 (11:45)